

条 例

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十号

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十二年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年三月三十日から施行する。
（埼玉県病院事業の設置等に関する条例を廃止する等の条例の一部改正）
- 2 埼玉県病院事業の設置等に関する条例を廃止する等の条例（令和二年埼玉県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。
附則第七項中「第十号」を「第九号」に、「第十一号」を「第十号」に、「第十二号から第十五号まで」を「第十一号から第十四号まで」に改める。